

2023 年 5 月 30 日

各 位

会社名	株式会社 伊藤園
代表者名	代表取締役社長 本庄 大介 (コード番号2593 東証プライム)
問合せ先	取締役管理本部長 平田 篤
電話番号	03-5371-7197

取締役の報酬額の変更及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2023 年 7 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、2023 年 5 月 30 日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行、役員
の異動及び定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で承認可決された場合、
監査等委員会設置会社へ移行いたします。本制度は、これに伴う、当社のコーポレート・ガ
バナンスの充実に向けた制度改定の一環として、当社の取締役兼務執行役員（執行役員を兼
務しない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」と
いいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること
ともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条
件としております。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給
することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承
認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬額は、1992 年 7 月 29 日
開催の第 27 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は月額 100 百万円以内（た
だし、使用人としての給与は含まない）とご承認いただいておりますが、本株主総会において、
監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である
取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額 1,200 百万円（うち社外取締
役 100 百万円以内）とすることについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また 2011 年 7 月 26 日開催の第 46 回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠とし
て取締役（社外取締役を除く。）に対して業績連動株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権に関する報酬等の額を、年額 100 百万円、普通株式 32,000 株以内としてご承認

をいただいておりますが、今般、当社は、業績連動株式報酬型ストックオプション制度に代えて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件として、業績連動株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以後、業績連動株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新規発行は行わないものいたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 48,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。また、当社の一部の従業員に対しては、当社の第1種優先株式を活用した譲渡制限付株式付与制度を導入する予定です。

以 上